

特別史跡姫路城跡保存活用計画検討専門部会開催要領

1 目的

特別史跡姫路城跡保存活用計画検討専門部会（以下「専門部会」という。）は、特別史跡姫路城跡保存活用計画検討懇話会（以下「懇話会」という。）で調査及び検討する事項のうち、特に専門的見地を要する事項について、調査及び検討を行うために開催する。

2 検討事項

動物園のあり方検討に関する事項及び付随するその他必要な事項について調査及び検討を行う。

3 組織等

(1) 専門部会は、次に掲げる者のうちから市長が指名した者4名で構成する。

- ① 懇話会の委員
- ② 動物園に関する専門的知識を有する者

(2) 特別の事項の調査及び検討に必要なときは、市長は別に委員を指名することができる。

(3) 専門部会にオブザーバーとして文化庁、財務省及び兵庫県教育委員会の職員を参加させることができる。

4 運営

(1) 専門部会に座長を置き、市長が指名する。

(2) 座長は、専門部会の会務を総理する。

(3) 座長に事故あるときは、あらかじめ座長が指名する者がその職務を代理する。

(4) 専門部会の会議は、市長が招集する。

- (5) 座長は、専門部会での検討に必要があると認めるときは、関係者に出席を求め、その意見を聴くことができる。

5 報告

座長は、専門部会の意見等を懇話会に報告する。

6 その他

- (1) 専門部会の庶務は、姫路城総合管理室において処理する。
- (2) この要領に定めるもののほか、専門部会の運営に関し必要な事項は、座長が専門部会に諮って定める。